

令和6年度川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託募集要項

1 事業の趣旨・目的

川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）は、生活保護受給者及び生活困窮者を対象に、就労に向けたキャリアカウンセリングや対象者向けの求人を開拓すること等により、就労を促進し、経済的・社会的自立を促すことを目的として実施しています。

事業の実施にあたり、受注者は福祉事務所（市内9か所）及び自立相談支援機関（以下「福祉事務所等」と言う。）のほか、川崎市就労準備支援事業及び川崎市若者生活・就労支援事業の受注者その他関係機関と連携し、支援対象者に対する切れ目のない支援の実施に努めることが求められます。

令和6年度の事業実施にあたり、適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施するため、次のとおり公募型プロポーザル方式で受託法人の選考を行います。

2 公募に関する事項

(1) 業務の名称

川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託

(2) 業務内容

川崎市総合就職サポート事業実施要綱及び令和6年度川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託仕様書（案）に基づく川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）の実施

(3) 契約予定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 業務委託上限額

94,316,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）63,103,000円（生活保護受給者就労支援事業分）

31,213,000円（生活困窮者就労支援事業分）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 担当部署（問い合わせ先・書類送付先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 生活困窮者支援担当・自立支援担当

電子メール 40hogo@city.kawasaki.jp

電話 044-200-0309・044-200-3571 / FAX 044-200-3929

(7) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本事業を的確に遂行する能力を有する者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他」で登録されている者であること。

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

キ 法人又はその代表者が市税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 公募スケジュール

令和6年1月 5日（金）	公募の告知
令和6年1月12日（金）正午	質問書の受付期限
令和6年1月22日（月）正午	参加意向申出書の提出締切
令和6年1月29日（月）正午	企画提案書の受付期限
令和6年2月 6日（火）	委託法人選考委員会
令和6年3月上旬	選考結果通知
令和6年4月 1日（月）	契約締結

(9) 企画提案に関する質問

ア 質問方法

質問書（別紙4）を電子メールで送信してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

イ 受付期限

令和6年1月12日（金）正午必着

ウ 回答方法

川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

(10) 参加意向申出

ア 提出書類

① 参加意向申出書（別紙1）

② 誓約書（別紙2）

イ 提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で、(6)の書類送付先にお送りください。

※電子メールで提出する場合は、代表者印の押印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を後日郵送してください。

ウ 提出期限

令和6年1月22日（月）正午必着

エ 参加資格確認通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、参加資格確認通知を電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

(11) 企画提案書の提出

ア 提出書類【PDF データで提出】

※昨年度まで企画提案書は紙ベースで御提出いただいておりましたが、今年度からデータでの提出に変更となります。

※下記の①から⑤までの全てを1ファイルのPDF形式で提出してください。

※選考委員会での企画提案は、御提出いただいた企画提案書をモニターに映写してプレゼンテーションを行っていただきます。映写は川崎市のPCで行いますので、持参していただく必要はありません。

① 企画提案書（任意様式）

A4横版・横書きとし、作成してください。

概念図やフロー図などを活用し、わかりやすい表現となるよう留意してください。

「3 企画提案に関する事項」の順に沿って提案内容を記載してください。

② 概算見積書（自由形式）

事業全体の見積書と生活保護受給者分及び生活困窮者分の内訳を提出してください。

③ 提案者概要（パンフレット等）

④ 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

⑤ 類似業務の実績（他自治体での実績を含む。）

イ 提出方法

電子メールで提出してください。法人の規定で電子メールでの提出が難しい場合は、市のオンラインストレージを利用可能ですので、事前に御相談ください。

送信先アドレス：40hogo@city.kawasaki.jp

ウ 提出期限

令和6年1月29日（月）正午必着

3 企画提案に関する事項

令和6年度川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託仕様書（案）を基に、次の各号について提案してください。なお、提案内容については、必要と認められる範囲で仕様書に反映し、運営業務の中で取り組んでいただきます。

(1) 事業内容について【70点】

ア 生活保護受給者就労支援事業について（25点）

これまで事業者が行った類似の事業を踏まえ、支援実施にあたり、どのような課題があり、さらに向上をはかるためにはどのような工夫が考えられるか、次の（ア）から（オ）の項目について目標値を設定し、具体的取組について述べること。

- (ア) 支援対象者数
- (イ) 就労開始者数
- (ウ) 就職決定率
- (エ) 求人開拓数
- (オ) 就職後定着率（3か月）

本市で考える最低限の達成水準（生活保護受給者分）は、下記のとおりとなります。この水準以上の目標数を提案してください。

- (ア) 支援対象者数：700名
- (イ) 就労開始者数：350名
- (ウ) 就職決定率：50%
- (エ) 求人開拓数：1,000件（生活困窮者分との合計）
- (オ) 就職後定着率（3か月）：65%

イ 生活困窮者就労支援事業について（15点）

これまで事業者が行った類似の事業における次のカテゴリーごとの実績も踏まえ、支援の実施にあたり、どのような課題があり、さらに向上をはかるためにはどのような工夫が考えられるか、次の（ア）から（オ）の項目について目標値を設定し、具体的取組について述べること

【属性型就労困難者】

- ①高齢者 ②生活逼迫者 ③ひとり親 ④刑余者

【意欲不安定型就労困難者】

- ⑤障害の可能性のある者 ⑥長期無業者 ⑦短期離転職者

- (ア) 支援対象者数
- (イ) 就労開始者数
- (ウ) 就職決定率
- (エ) 求人開拓数
- (オ) 就職後定着率（3か月）

本市で考える最低限の達成水準（生活困窮者分）は、下記のとおりとなります。この水準以上の目標数を提案してください。

- (ア) 支援対象者数：180名
- (イ) 就労開始者数：110名
- (ウ) 就職決定率：60%
- (エ) 求人開拓数：1,000件（生活保護受給者分との合計）
- (オ) 就職後定着率（3か月）：75%

ウ 共通

- (ア) 生活保護受給者及び生活困窮者を一体的に支援するにあたり、効果的な求人開拓について、求人開拓数も含めて提案すること

提案に併せて、事業者が川崎市から別途受託している事業がある場合、また、受託するに至った場合、取得求人との連携や、川崎市で実施している生活保護受給者・生活困窮者に対する就労支援のうち他事業への求人情報の連携・活用の可能性等について考えを述べること（15点）

(イ) 利用者に切れ目のない支援の提供を図るために川崎市就労準備支援事業及び川崎市若者生活・就労支援事業との連携について、実施できる取組みを提案すること（10点）

(ウ) 事業を一体的に実施することによって、効率的・効果的に実施できる点について提案すること（5点）

(2) 本事業の運営体制について【15点】

ア 適正配置されるよう職員を確保するとともに、人数、資格、経験、能力及び雇用形態等を示すこと。また、職員の知識・能力向上にあたり人材育成手法についても示すこと（10点）

イ 生活保護・自立支援室、福祉事務所及び自立相談支援機関との連携体制を示すこと（5点）

(3) その他【15点】

ア 会社概要及び生活保護受給者・生活困窮者に対する就労支援の過去の実績（5年以内）を示すこと（5点）

イ 事業者のコンプライアンスの考え方や取組を示すとともに、安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事故発生時の責任所在について示すこと。また、新型コロナウイルスの感染防止など、利用者及び従事者の安全を確保する対応について示すこと（5点）

ウ 受託事業の見積りを示すこと

その際には、本事業で雇用する者の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスに考慮すること（5点）

4 選考に関する事項

(1) 選考方法

ア 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員会の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員5人の合計点で決定します。

イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。

ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定します。

エ 応募者が1者のみの場合は、基準点を満たした事業者を受託予定者とします。

オ 審査結果は参加事業者へ書面にて通知します。

(2) 企画提案内容の評価基準

評価	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗じます。

5 その他留意事項

- (1) 手続きに置いて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (2) 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- (4) 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、川崎市公文書管理規則等の規定に基づき、一定期間保存します。なお、企画提案書について川崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、当該企画提案書を提出した事業者に対して、同条例第13条に基づき意見書の提出を求めた上で、開示する範囲を決定します。
- (6) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- (7) 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- (8) 受託予定者決定の効果は、川崎市議会定例会における、本事業委託に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。